

広島県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和二年広島県告示第三十一号で認可した広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

府中町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年九月十七日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし